

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和4年7月29日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社m o b b y r i d e

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて一定期間、電動キックボードを利用する権利を有償、もしくは無償で付与し、利用者の走行データ等を車載GPSなどを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

兵庫県神戸市灘区、兵庫区、中央区、福岡県福岡市

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

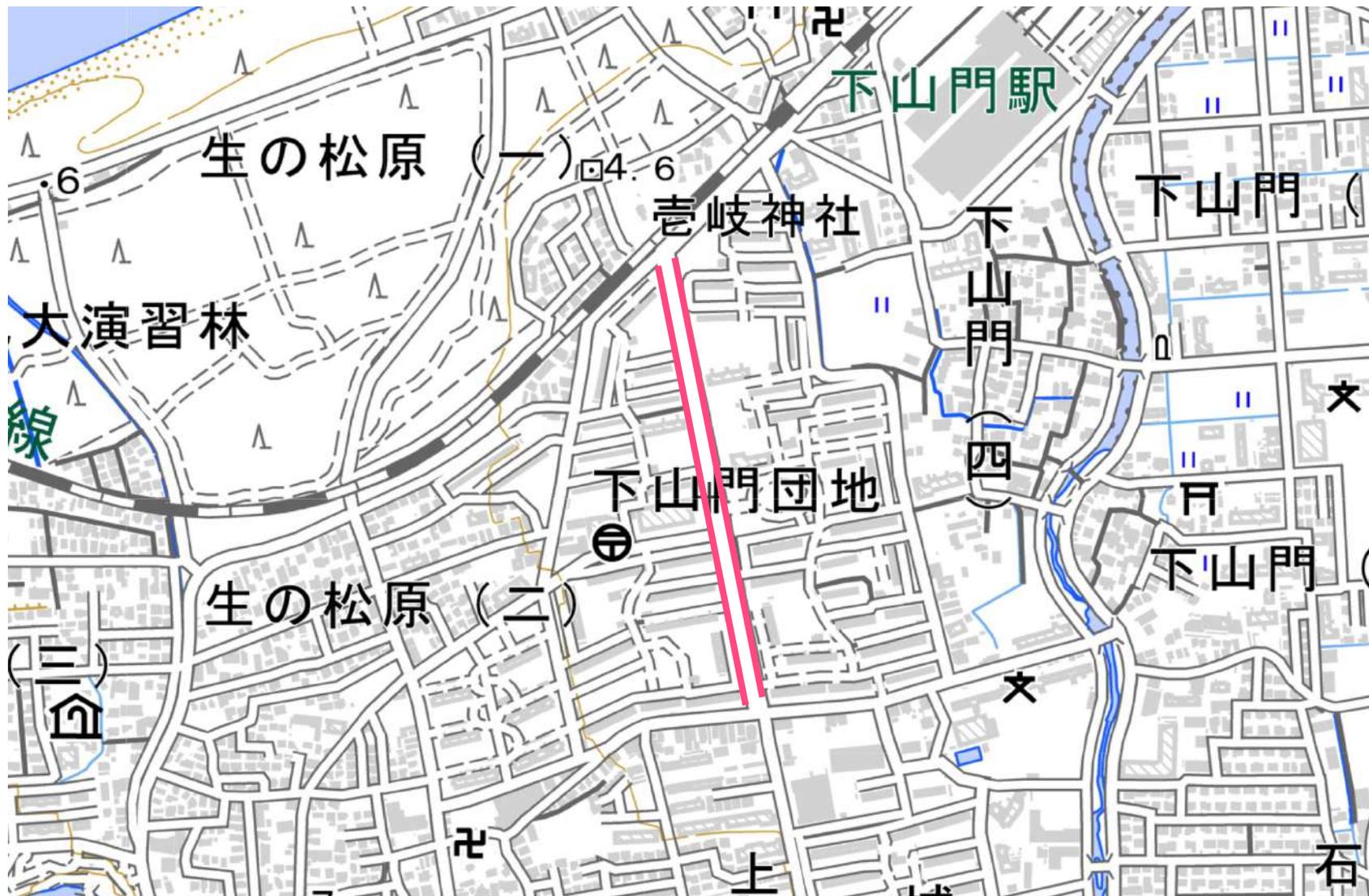
5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和3年4月～令和6年4月

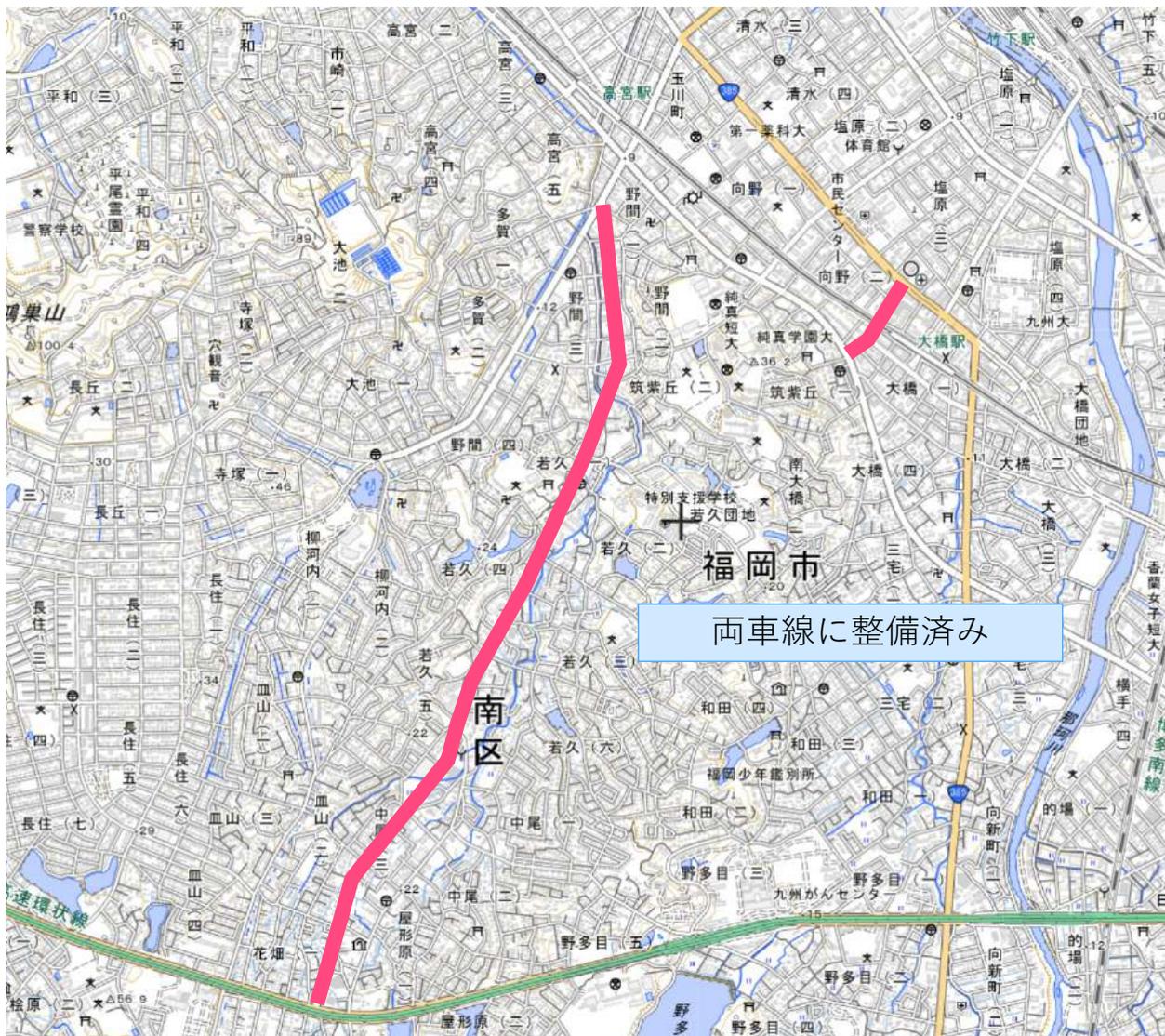


福岡県福岡市全域を特例対象エリアとする
普通自転車専用通行帯、自転車道については
次頁以降の詳細マップを参照

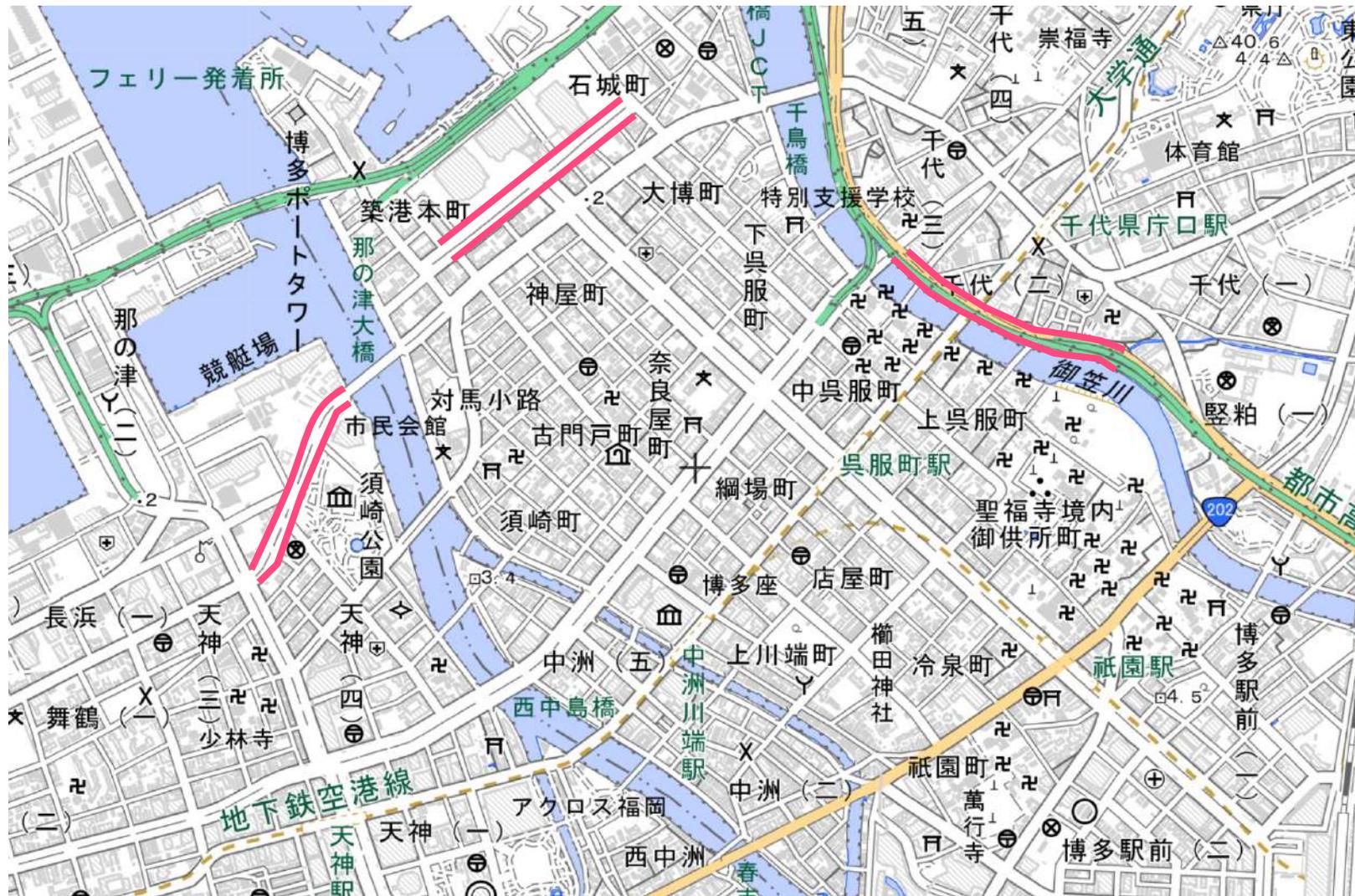
普通自転車専用通行帯



普通自転車専用通行帯



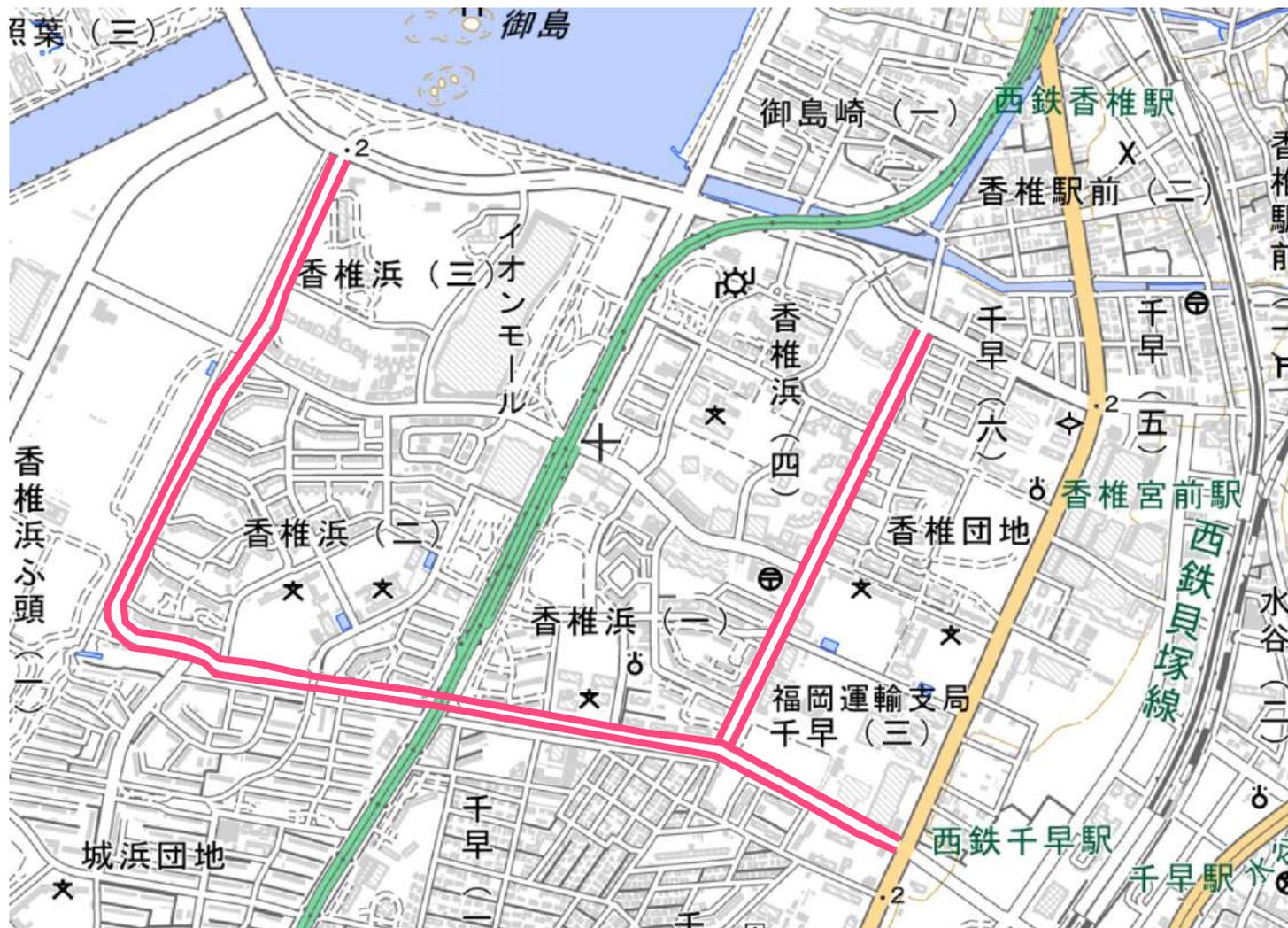
普通自転車専用通行帯



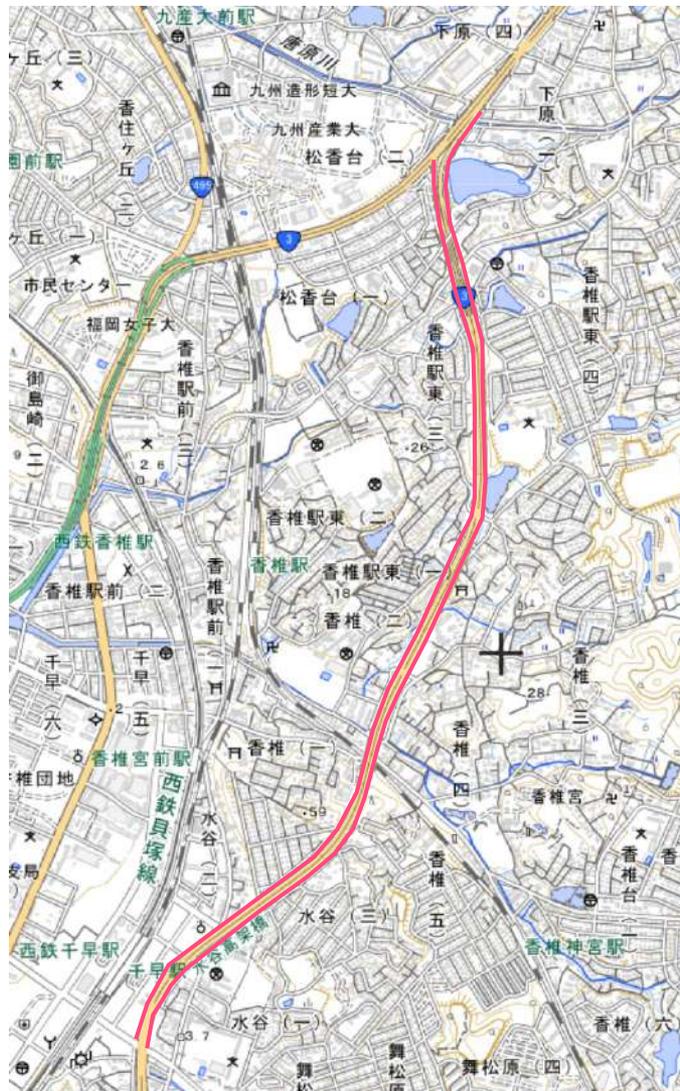
普通自転車専用通行帯



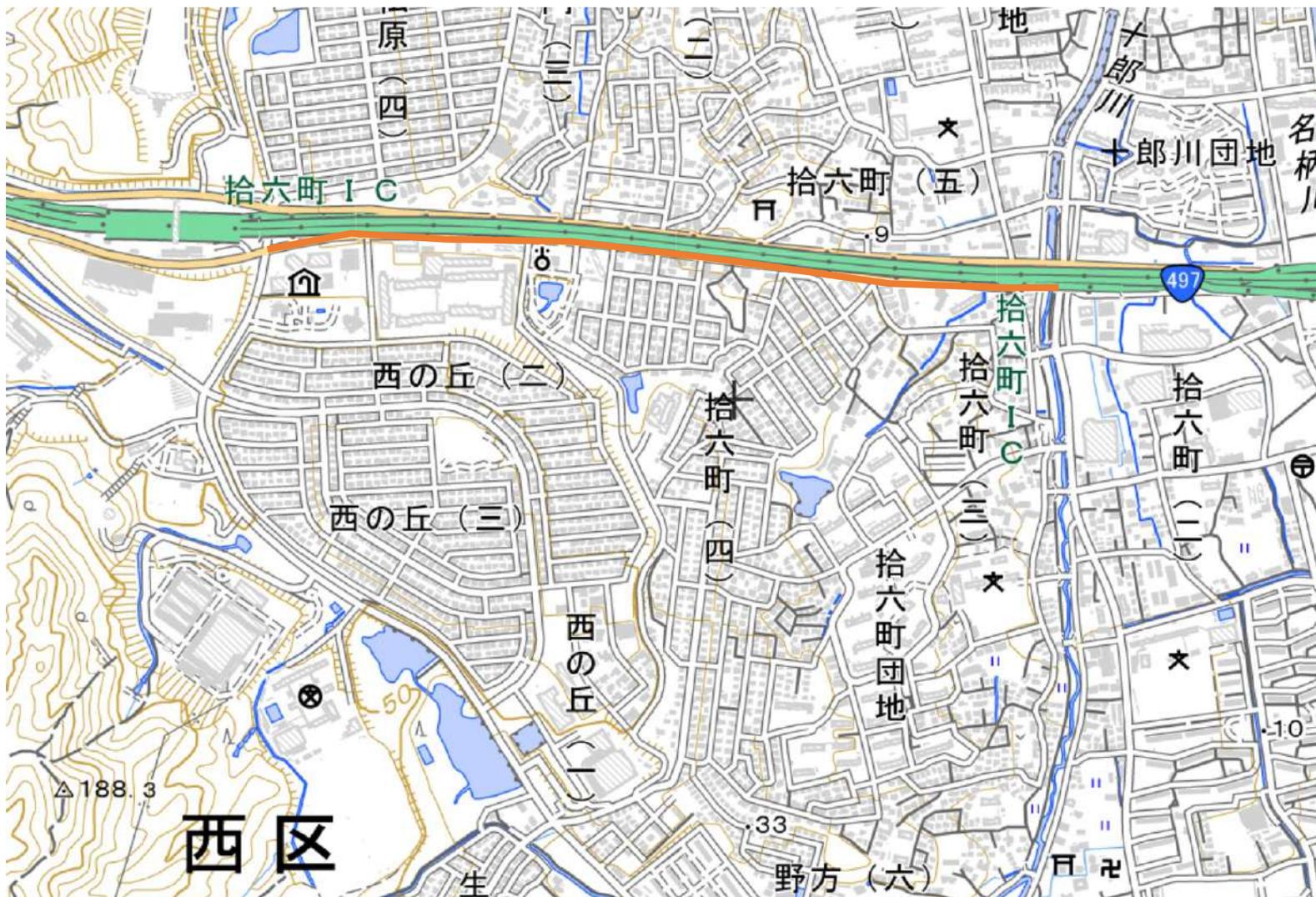
普通自転車専用通行帯



普通自転車専用通行帯



自転車道



■ 特例対象外区間



兵庫県神戸市灘区、中央区、兵庫区
を特例対象エリアとする。

赤線は特例対象外区間であり、
次頁以降の詳細マップを参照。

また、普通自転車専用通行帯についても
次頁以降の詳細マップを参照。

■ 特例対象外区間

赤線:特例対象外区間

- ・国道2号線

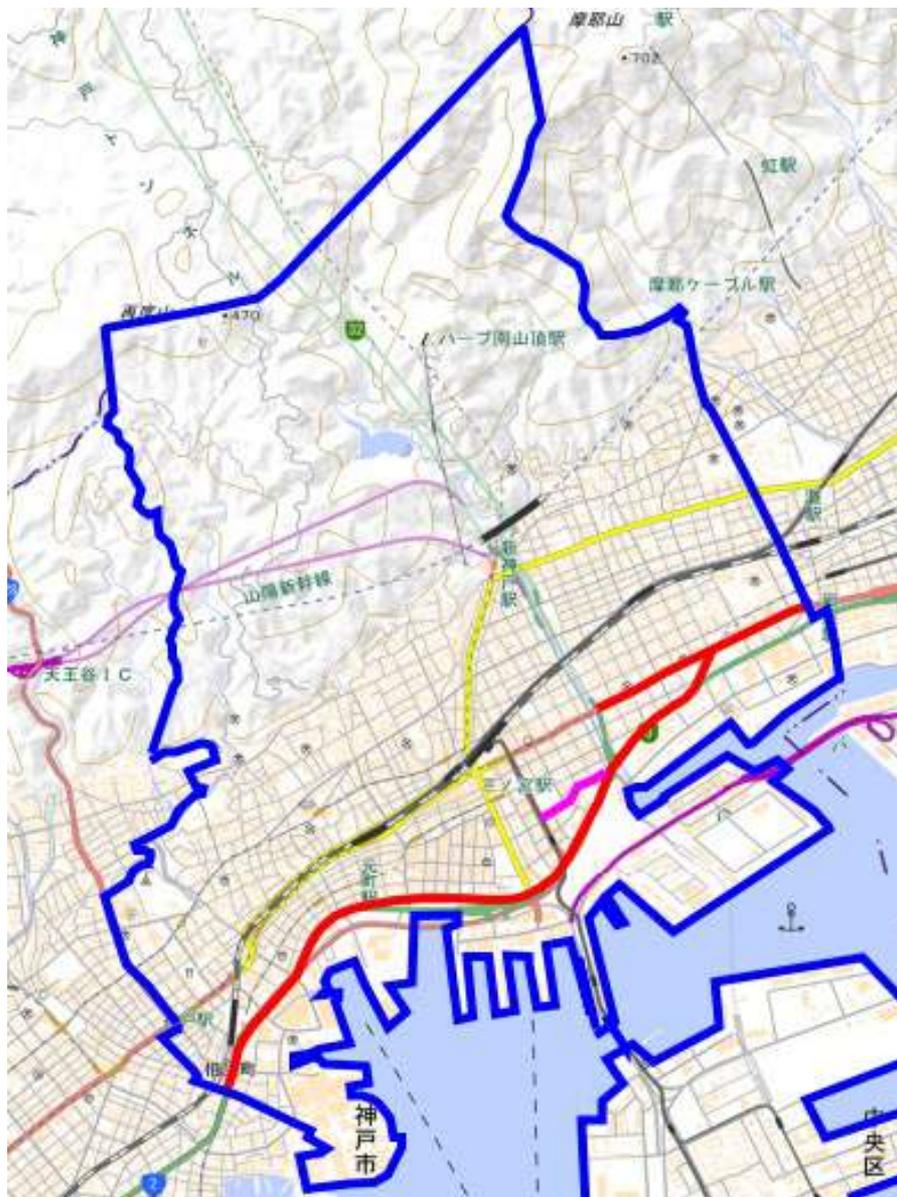
御影公会堂前交差点～岩屋交差点～脇浜町二丁目東

- ・国道43号線

新在家交差点東区境～岩屋交差点

ピンク線:普通自転車専用通行帯

- ・該当なし



- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

赤線:特例対象外区間
・国道2号線 脇浜町2丁目1番16号先～生田川交差点

ピンク線:普通自転車専用通行帯
・磯辺通 磯上通2丁目1番1号先～磯上公園西交差点

- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

赤線：特例対象外区間

- ・国道2号線 七宮交差点北東（中央区境）～松原交差点西（長田区境）

ピンク線：普通自転車専用通行帯

- ・高松線 七宮神社南交差点～高松町1番地先
- ・大開通2丁目交差点～大開通10丁目3-9先

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和4年7月29日

2. 認定新事業活動実施者名

長谷川工業株式会社

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データ等をGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

- ①大阪府大阪市
- ②千葉県千葉市

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

- (ア) 長さ 140センチメートル
- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和3年4月～令和6年4月

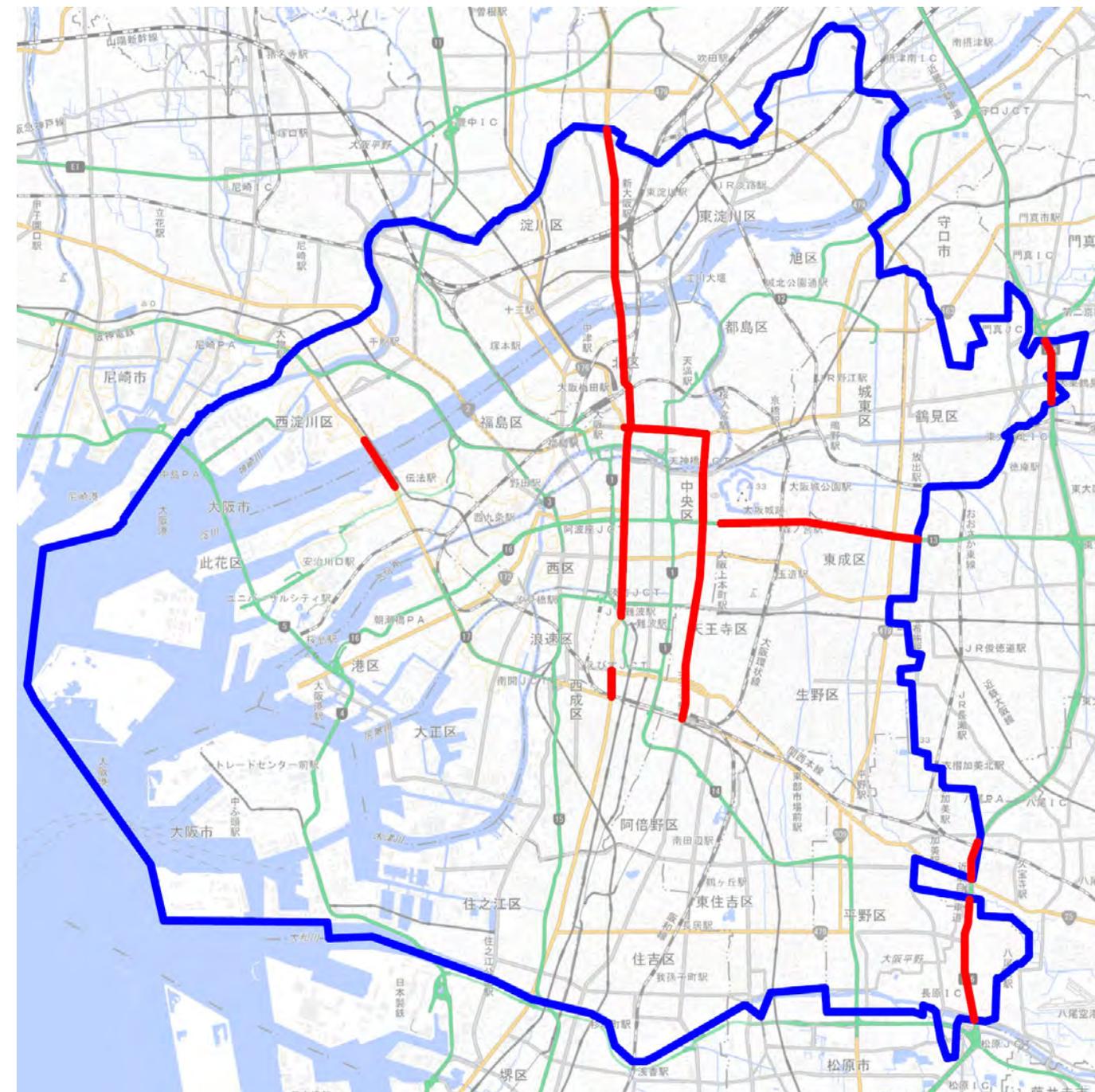
長谷川工業株式会社 実証エリア 大阪府大阪市

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

- ◆ 国道 43号 新伝法大橋（高架部分）～ 此花区伝法5丁目（伝法4交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 国道423号 淀川区十八条1丁目～国道25号に接続
- ◆ 国道 25号 国道423号に接続～難波5丁目（難波西口交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 国道 26号 浪速区戎本町1丁目（大國交差点を特例の対象区域に含む）～西成区花園北1丁目（花園北交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 国道 1号 北区曾根崎2丁目（梅田新道交差点を特例の対象区域に含む）～北区東天満2丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）
- ◆ 大阪和泉泉南線 北区東天満2丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）～阿倍野区阿倍野筋1（近鉄前交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 築港深江線 中央区馬場町3（法円坂交差点を特例の対象区域に含む）～国道308号線に接続
- ◆ 国道308号線 東大阪市境～築港深江線に接続
- ◆ 大阪中央環状線 鶴見区茨田大宮1丁目～鶴見区安田2丁目
- ◆ 大阪中央環状線 平野区加美東7丁目～平野区加美南5丁目
- ◆ 大阪中央環状線 平野区長吉出戸3丁目～平野区長吉川辺2丁目

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり



長谷川工業株式会社 実証エリア 千葉市

青枠：実証エリア

水色線：普通自転車専用通行帯

- ◆ 中央区千葉港8～中央区千葉港1
- ◆ 美浜区幸町2丁目～中央区中央港1丁目

紫線：自転車道

- ◆ 美浜区磯辺5丁目9～美浜区磯辺5丁目12

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和4年7月29日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社L u u p

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データ等をGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

- ① 宮城県仙台市
- ② 東京都千代田区
- ③ 東京都中央区
- ④ 東京都港区
- ⑤ 東京都新宿区
- ⑥ 東京都文京区
- ⑦ 東京都台東区
- ⑧ 東京都墨田区
- ⑨ 東京都江東区
- ⑩ 東京都品川区
- ⑪ 東京都目黒区
- ⑫ 東京都大田区
- ⑬ 東京都世田谷区
- ⑭ 東京都渋谷区
- ⑮ 東京都中野区
- ⑯ 東京都杉並区
- ⑰ 東京都豊島区
- ⑱ 東京都北区
- ⑲ 東京都荒川区

- ⑩東京都板橋区
- ⑪東京都練馬区
- ⑫東京都足立区
- ⑬神奈川県横浜市神奈川区
- ⑭神奈川県横浜市西区
- ⑮神奈川県横浜市中区
- ⑯愛知県名古屋市
- ⑰京都府京都市
- ⑱京都府宇治市
- ⑲大阪府大阪市
- ⑳兵庫県神戸市

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード(以下「小型電動車」という。)が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

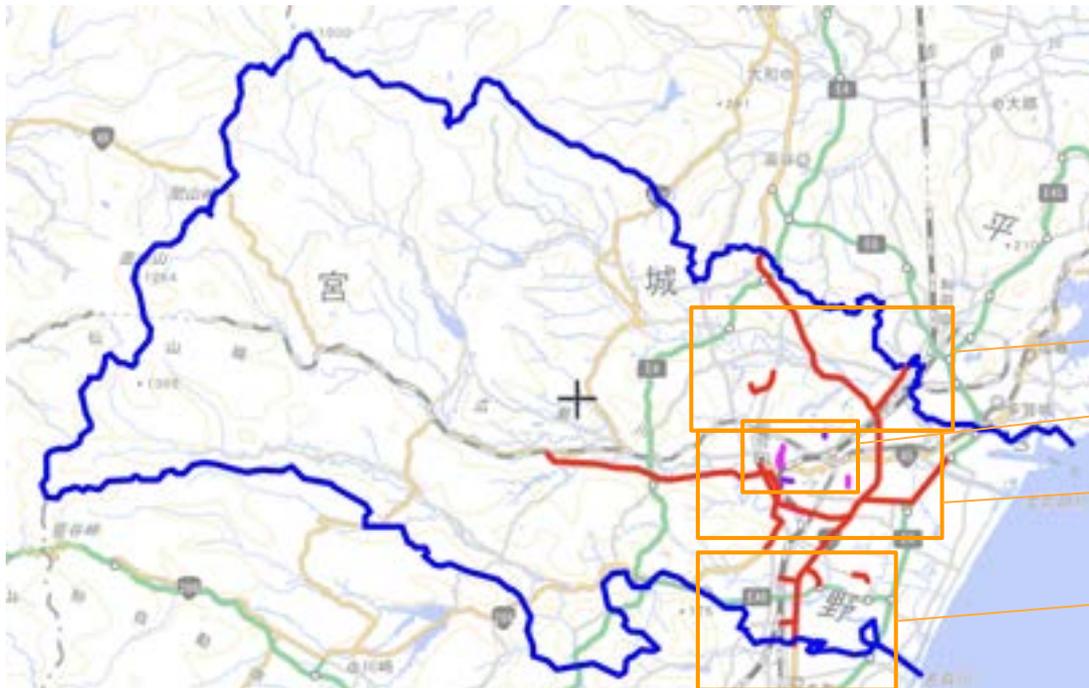
(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和3年4月～令和6年4月

株式会社 Luup実証エリア
宮城県仙台市

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	有



青枠: 実証エリア
赤線: 特例対象外区間
ピンク線: 普通自転車専用通行帯
紫線: 自転車道

P.4

P.2

P.5

P.3

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

宮城県仙台市青葉区、宮城野区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	有



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

赤線: 特例対象外区間

国道48号
青葉区一番町37～青葉区花京院13-2
青葉区中央1-10～青葉区五橋21-25

国道286号
青葉区一番町4～葉区五橋21-25

ピンク線: 普通自転車専用通行帯

市道宮町通線
青葉区宮町1-3～青葉区宮町1-4
青葉区宮町2-2～青葉区宮町2-3
青葉区宮町3-5～青葉区宮町3-7

市道卸町大和町線
宮城野区東宮城野4～若林区卸町1

紫線: 自転車道

仙台駅線路下
青葉区中央1-1～宮城野区榴岡1-4-16

宮城野通
宮城野区榴岡25～宮城野区榴岡31

市道台原南小泉線
宮城野区東仙台65～宮城野区栢江1

宮城県仙台市太白区、若林区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	無
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

国道4号
太白区郡山4～若林区若林7丁目

国道4号(仙台バイパス)
太白区郡山4～太白区郡山菖蒲田

主要地方道90号
太白区太子堂1～太白区郡山7

県道130号
太白区中田5-2～太白区中田5-13

井土長町線
若林区上飯田天神119～若林区今泉118-2

宮城県仙台市青葉区、宮城野区(一部泉区)

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	無
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

仙台泉線

- 泉区虹の丘～青葉区東勝山2
- 青葉区東勝山2～青葉区北根3
- 青葉区北根3～青葉区北根黒松

国道4号

- 泉区七北田新道～宮城野区燕沢前塚

県道8号

- 宮城野区岩切1～宮城野区岩切観音前

宮城県仙台市青葉区、若林区、宮城野区(一部太白区)

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	有



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

赤線: 特例対象外区間

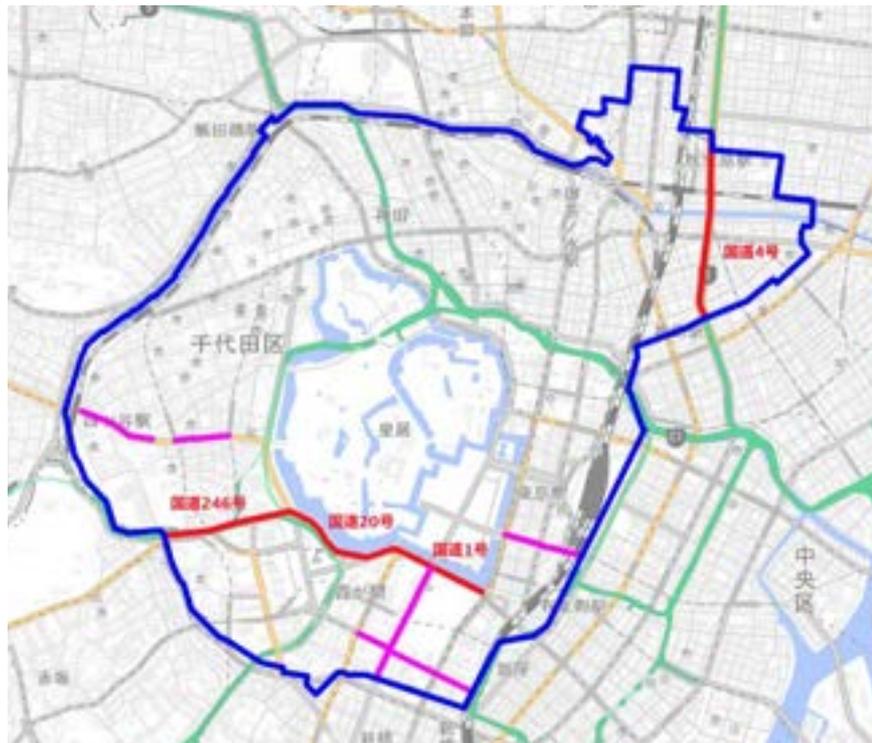
- 国道48号
青葉区郷六大霜～青葉区中央-11
- 愛宕上杉通
青葉区中央2-11～青葉区五橋2-11
- 県道235号
青葉区五橋2-11～若林区中倉3-16
- 国道4号
宮城野区新田東4～林区若林4
- 県道137号
若林区大和町5-33～若林区六丁の目南町9
- 県道23号
若林区六丁の目南町9～宮城野区中野
- 国道286号
青葉区一番町4～太白区鹿野1丁目

ピンク線: 普通自転車専用通行帯

- 市道宮町通線
青葉区宮町1-3～青葉区宮町1-4
青葉区宮町2-2～青葉区宮町2-3
青葉区宮町3-5～青葉区宮町3-7
- 市道卸町大和町線
宮城野区東宮城野4～宮城野区萩野町3-9
- 県道235号
若林区荒町106-1～若林区南鍛冶町70
- 紫線: 自転車道
仙台駅線路下
青葉区中央1-1～宮城野区榴岡1-4-16
- 宮城野通
宮城野区榴岡2-5～宮城野区榴岡3丁目1
- 市道台原南小泉線
宮城野区東仙台6丁目5～宮城野区栢江1

株式会社 Luup実証エリア
東京都千代田区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

国道4号線

千代田区神田和泉町丁目3番 (台東区境) ~ 千代田区岩本町丁目1番 (中央区境)

国道246号

千代田永田町2丁目18 (港区境) ~ 千代田区永田町丁目8番 (国道20号と接続)

国道20号

千代田永田町1丁目8番 (国道246号と接続) ~ 千代田区霞ヶ関2丁目1番 (国道1号と接続)

国道1号

千代田霞ヶ関1丁目1番 (国道20号と接続) ~ 千代田区日比谷公園 番
(日比谷交差点は特例対象外区間に含まない)

ピンク線:普通自転車専用通行帯

祝田通り

霞ヶ関1丁目2番3号 ~ 霞ヶ関1丁目1番1号
日比谷公園1番6号 ~ 内幸町2丁目1番1号

国会通り

内幸町1丁目5番2号 ~ 霞ヶ関1丁目3番1号
霞ヶ関1丁目2番1号 ~ 霞ヶ関1丁目2番1号
日比谷公園1番5号先 ~ 内幸町1丁目1番3号

鍛冶橋通り

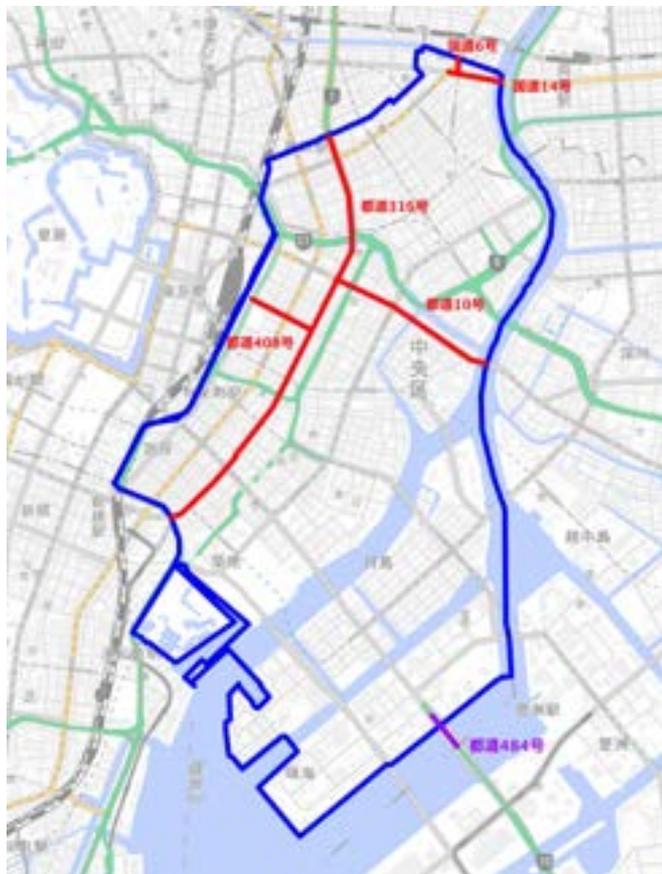
丸の内3丁目5番1号 ~ 丸の内3丁目2番北西角
丸の内2丁目1番1号 ~ 丸の内2丁目7番1号

国道20号

麹町2丁目1番北東角 ~ 麹町3丁目1番13号
麹町5丁目1番北東角 ~ 麹町6丁目1番北側
麹町6丁目6番南側 ~ 麹町5丁目4番南東角
麹町3丁目2番南側 ~ 麹町2丁目4番1号

株式会社 Luup実証エリア
東京都中央区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	無
自転車道	有



青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

都道316号(昭和通り)

中央区銀座8丁目15番(港区境)～中央区日本橋本町3丁目8番(国道4号と接続)

国道4号(昭和通り)

中央区日本橋本町4丁目9番(都道316号と接続)～中央区日本橋本町4丁目12番(千代田区境)

都道10号(永代通り)

中央区日本橋2丁目15番(江戸橋一丁目交差点は特例対象外区間に含む)～中央区新川1丁目31番(江東区境)

都道408号(八重洲通り)

中央区八重洲2丁目1番(八重洲中央口前交差点は特例対象外区間に含まない)～

中央区京橋1丁目11番(京橋一丁目交差点は特例対象外区間に含む)

国道14号

中央区東日本橋2丁目16番(国道6号と接続する浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む)～

中央区東日本橋2丁目25番(墨田区境)

国道6号

中央区東日本橋2丁目27番(浅草橋南詰交差点は特例対象外区間に含まない)～中央区東日本橋2丁目26番

(浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む)

中央区日本橋横山町2番(浅草橋交差点は特例対象外区間に含まない)～中央区日本橋横山町10番

(浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む)

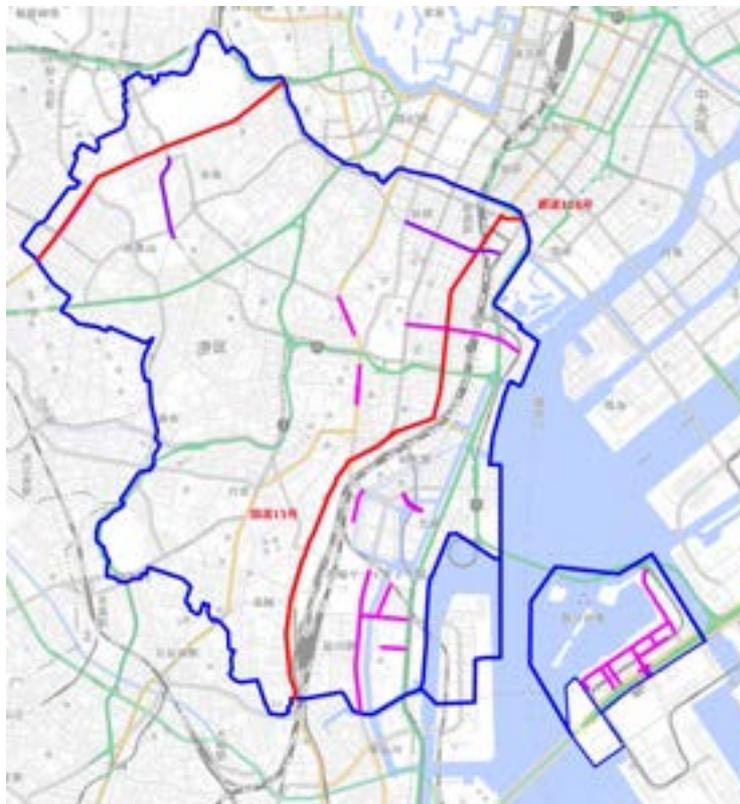
紫線:自転車道

都道484号線(環二通り)

中央区晴海5丁目7番先～中央区晴海5丁目豊洲大橋上(江東区境)

東京都港区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	有



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

国道15号
 港区新橋1丁目1番(都道316号線接続)～港区港南2丁目1番(品川区境)
 都道316号
 港区東新橋1丁目5番(中央区境)～港区新橋1丁目1番(国道15号線接続)
 国道246号
 渋谷区境～千代田区境

※上記区間中の普通自転車専用通行帯(港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先、港区北青山3丁目5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先)は、特例の対象とはならない。

ピンク線:普通自転車専用通行帯

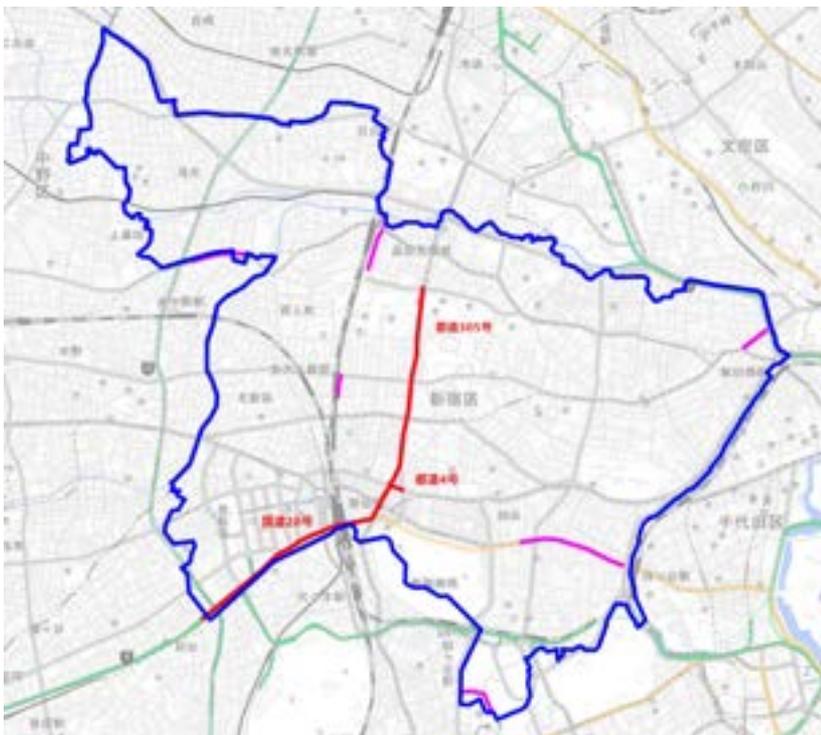
区市町村道
 港区芝浦3丁目18番17号先～港区芝浦4丁目22番1号先
 港区港南4丁目2番5号先～港区港南4丁目2番36号先
 港区芝浦4丁目2番25号先～港区芝浦4丁目2番8号先
 港区港南3丁目4番先北西角～港区港南3丁目6番21号先
 港区海岸1丁目13番19号先～港区海岸1丁目14番17号先
 一般都道
 港区港南1丁目5番先南西角～港区港南3丁目8番1号先
 臨港道路
 港区台場2丁目3番1号先～江東区境
 港区台場1丁目4番先～港区台場1丁目4番先
 港区台場1丁目5番1号先～港区台場1丁目5番2号先
 国道357号
 港区台場2丁目4番8号先～港区台場2丁目3番1号先
 港湾道
 港区台場1丁目9番先南西角～港区台場1丁目4番先東角
 港区台場1丁目7番1号先～港区台場2丁目4番先南西角
 港区台場2丁目6番1号先～港区台場1丁目9番1号先
 国道246号
 港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先
 港区北青山3丁目5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先
 国道1号
 港区東麻布1丁目265号先～港区麻布台2丁目3番7号先
 港区芝3丁目15番14号先～港区芝3丁目43番15号先
 港区三田2丁目10番7号先～港区三田2丁目7番9号先
 旧海岸通り
 港区港南1丁目41号先 港区港南2丁目11番17号先

紫線:自転車道

環状2号線
 港区西新橋2丁目32番先～港区東新橋1丁目9番先
 外苑東通り
 港区南青山1丁目5番先～港区六本木7丁目22番先
 臨港道路
 東京都港区台場2丁目4番先～江東区境(お台場中央交差点内)

東京都新宿区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

都道305号線

新宿区新宿3丁目1番(新宿四丁目交差点)～新宿区大久保3丁目14番

(諏訪町交差点については特例の対象区域に含む新宿四丁目交差点は特例の対象に含まない)

国道20号

新宿区新宿3丁目1番(新宿四丁目交差点)～渋谷区境

都道4号線

新宿区新宿3丁目13番(都道305号線に接続)～新宿区新宿3丁目11番

(新宿五丁目交差点は特例対象外区間に含まない)

ピンク線:普通自転車専用通行帯

主要地方道

新宿区新小川町1番14号先～新宿区津久戸町5番1号先 区市町村道

区市町村道

新宿区霞ヶ丘町4番先南角～新宿区霞ヶ丘町5番先 北西角

新宿区百人町1丁目7番20号先～新宿区百人町1丁目8番6号先

新宿区百人町2丁目3番先～新宿区百人町2丁目3番先

新宿区高田馬場1丁目31番8号先～新宿区高田馬場1丁目35番3号先

新宿区高田馬場2丁目18番1号先～豊島区境

早稲田通り

新宿区上落合2丁目28番1号先～新宿区上落合1丁目5番3号先

国道20号

新宿区四谷1丁目2番地4先～新宿区四谷3丁目5番地5先

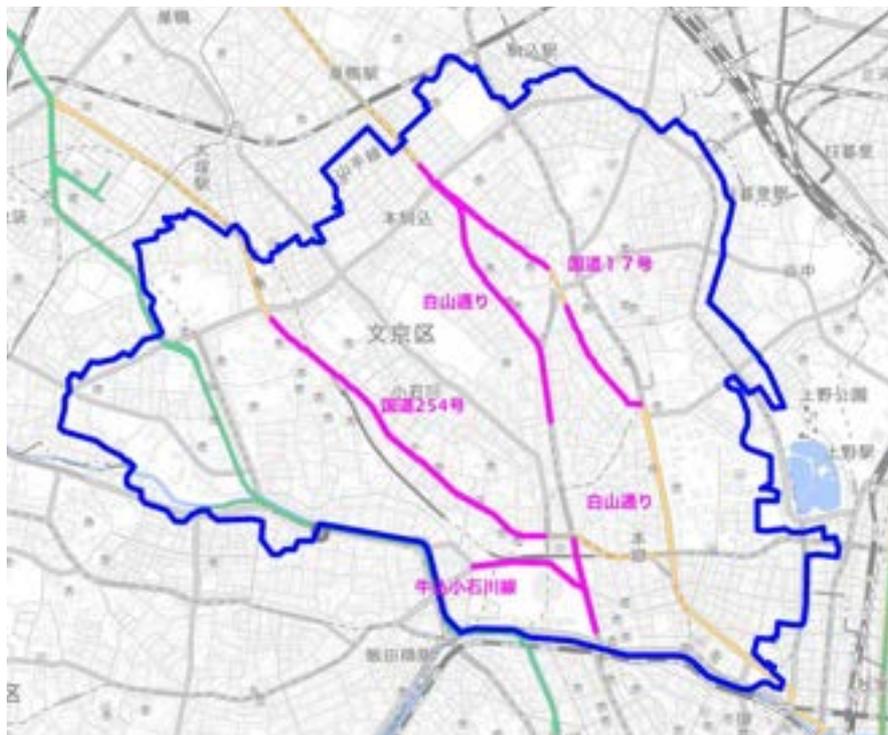
新宿区四谷3丁目7番地先南西角～新宿区四谷2丁目2番地17先

新宿区四谷3丁目9番地12先～新宿区四谷3丁目13番地12先

新宿区四谷4丁目9番地12先～新宿区四谷3丁目11番地2先

東京都文京区

特例対象外区間	無
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠: 実証エリア

ピンク線: 普通自転車専用通行帯

国道17号

文京区西片2丁目21番8号先～文京区白山1丁目37番9号先
文京区白山6丁目29番1号先～文京区千石1丁目29番先交通島
文京区本駒込2丁目10番5号先～文京区本駒込2丁目10番4号先

国道17号～白山通り

文京区小石川1丁目28番1号先～文京区千石4丁目45番15号先

白山通り

文京区本郷1丁目35番15号先～文京区本郷1丁目4番1号先

国道254号

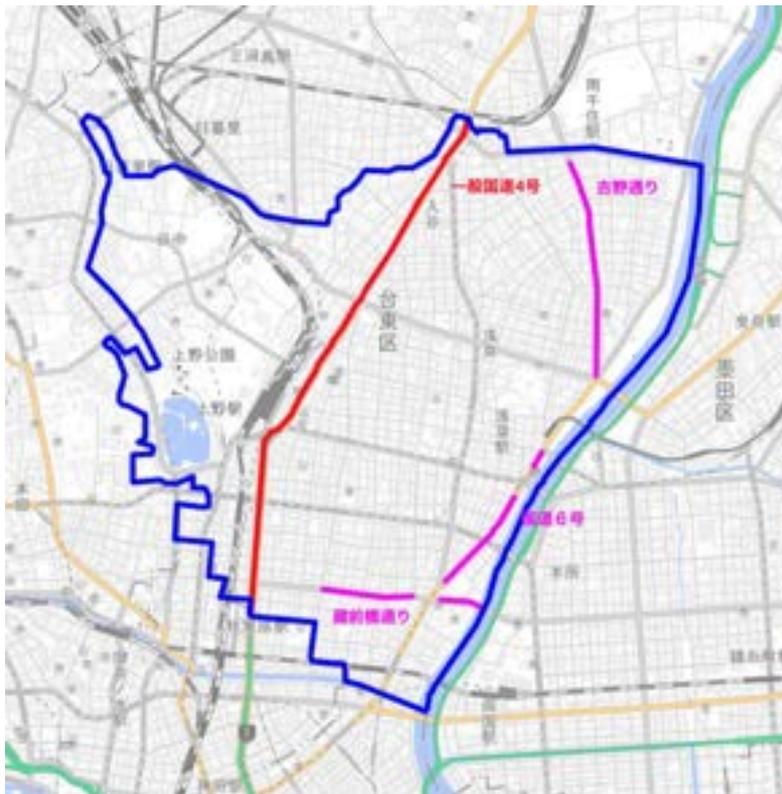
文京区春日1丁目15番1号先～文京区大塚1丁目17番7号先

牛込小石川線

文京区後楽1丁目3番61号先～文京区後楽1丁目7番12号先

株式会社 Luup実証エリア
東京都台東区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

一般国道4号
台東区根岸5丁目24番 (荒川区境) ~ 台東区台東1丁目9番 (千代田区境)

ピンク線:普通自転車専用通行帯

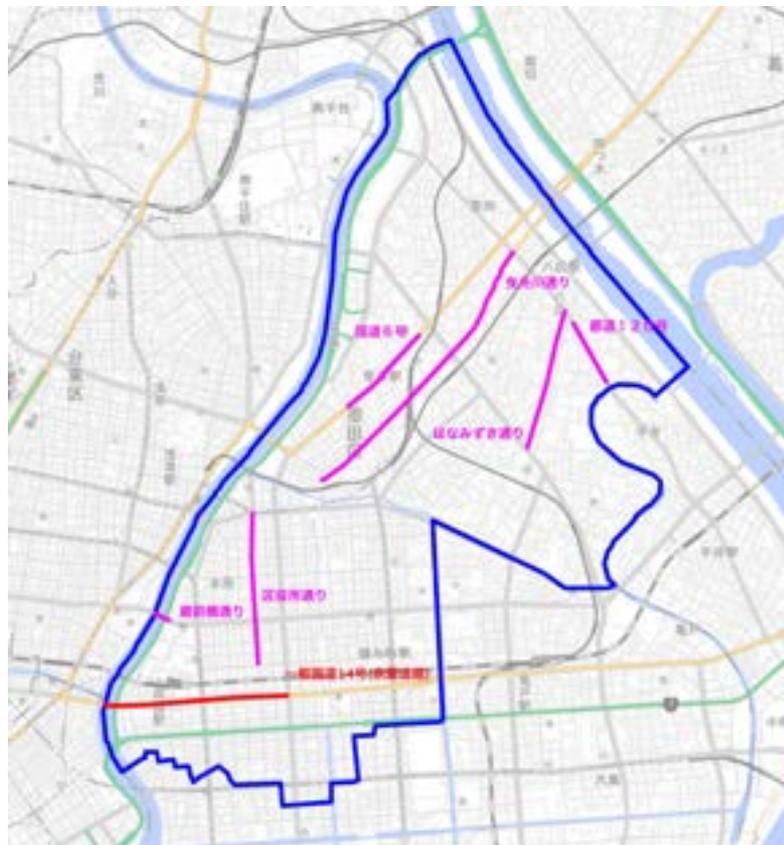
吉野通り
台東区浅草6丁目1番19号先 ~ 台東区日本堤丁目1番11号先

蔵前橋通り
台東区蔵前2丁目1番8号先 ~ 台東区蔵前2丁目1番先 (台東区境)
台東区鳥越1丁目8番2号先 ~ 台東区鳥越丁目1番1号先

国道6号
台東区蔵前3丁目1番13号先 ~ 台東区駒形丁目7番10号先
台東区雷門2丁目19番1号先 ~ 台東区雷門2丁目19番12号先

株式会社 Luup実証エリア
東京都墨田区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

一般国道14号 (京葉道路)
東京都墨田区両国丁目11番 (中央区境)~東京都墨田区緑3丁目11番
(緑三丁目交差点は特例対象外区間に含まない)

ピンク線:普通自転車専用通行帯

- 都道120号
- 墨田区東墨田2丁目19番17号先~墨田区東墨田丁目2番12号先
- 曳舟川通り
- 墨田区八広5丁目12番13号先~墨田区押上2丁目1番1号先
- はなみずき通り
- 墨田区八広2丁目52番17号先~墨田区八広4丁目37番6号先
- 国道6号
- 墨田区東向島2丁目36番10号先~墨田区向島4丁目2番1号先
- 蔵前橋通り
- 墨田区横網2丁目蔵前橋上(中央区境) ~墨田区横網2丁目6番1号先
- 区役所通り
- 墨田区亀沢2丁目11番16号先~墨田区吾妻櫛丁目6番5号先

東京都江東区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	有



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

東京浦安線
東京都江東区永代1丁目1番(中央区境)～東京都江東区南砂2丁目38番
(日曹橋交差点は特例対象外区間に含まない)

ピンク線:普通自転車専用通行帯

市区町村道
江東区豊洲5丁目3番5号先～江東区豊洲5丁目6番10号先

臨港道路
江東区青海1丁目2番先～江東区青海1丁目2番先

国道357号
江東区青海1丁目2番9号先～江東区青海1丁目1番10号先

紫線:自転車道

国道14号(京葉道路)
東京都江東区亀戸1丁目41番先～東京都江東区亀戸6丁目58番先

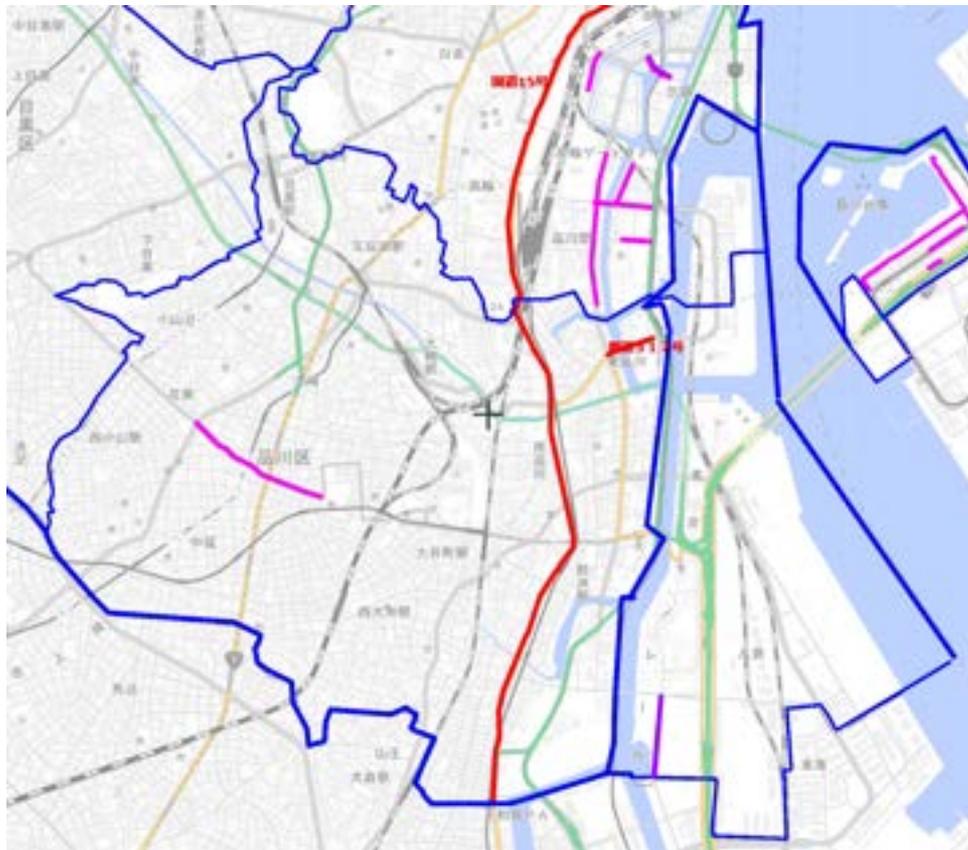
都道484号線(豊洲有明線) ※富士見橋上は除く
東京都江東区豊洲2丁目3番先～東京都江東区有明2丁目6番先

都道484号線(環二通り) ※有明北橋上は除く
東京都江東区豊洲5丁目豊洲大橋上(中央区境)～東京都江東区有明2丁目3番先

臨港道路
東京都江東区青海1丁目2番先～港区境(お台場中央交差点内)

株式会社 Luup実証エリア
東京都品川区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	有



青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

都道317号線
品川区東品川1丁目39番～品川区東品川2丁目5番
国道15号線
品川区北品川4丁目7番(港区境)～品川区南大井2丁目12番(大田区境)

ピンク線: 普通自転車専用通行帯

一般都道
品川区西中延1丁目1番10号先～品川区平塚1丁目17番6号先
品川区戸越3丁目9番17号先～品川区戸越4丁目9番11号先
品川区戸越5丁目7番5号先～品川区戸越5丁目3番1号先
品川区東中延1丁目4番5号先～品川区西中延1丁目2番4号先

紫線: 自転車道

区市町村道
品川区八潮4丁目1番先～品川区八潮4丁目2番先

東京都目黒区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

環状7号線

目黒区南3丁目15番(大田区境)～世田谷区境

国道246号線

渋谷区境～世田谷区境

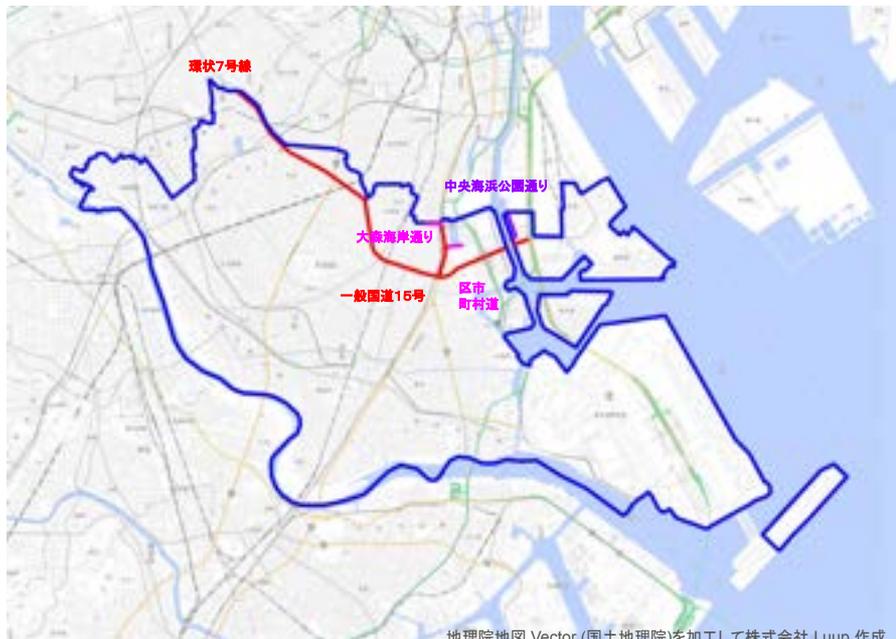
ピンク線: 普通自転車専用通行帯及び自転車道

淡島通り

目黒区大橋2丁目1番1号先～世田谷区若林2丁目36番6号先

株式会社 Luup実証エリア
東京都大田区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	有



青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

一般国道15号
大田区大田区大森北6丁目28番～大田区大森北2丁目18番

環状7号線
大田区北千束1丁目11番～大田区東海2丁目1番(環七大井埠頭交差点は含まない)

ピンク線:普通自転車専用通行帯

大森海岸通り
大田区大森北2丁目18番1号先～大田区大森北2丁目13番1号先

区市町村道
大田区平和の森公園1番先南西角～大田区平和島1丁目1番先南西角

紫線:自転車道

中央海浜公園通り
大田区東海1丁目1番～大田区東海1丁目4番

株式会社 Luup実証エリア
東京都世田谷区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

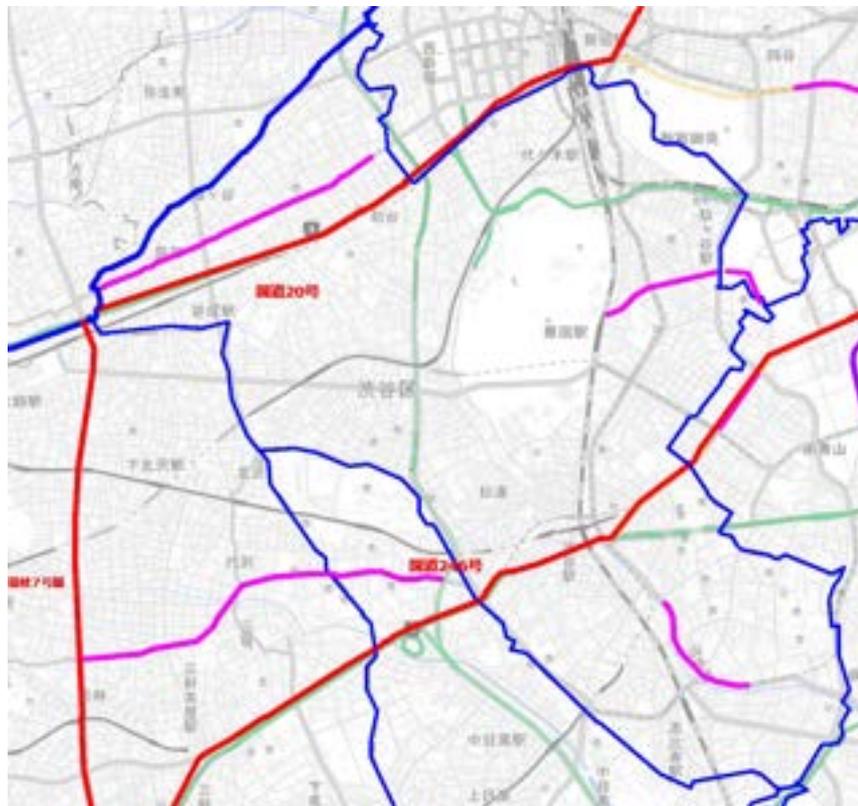
国道246号
渋谷区境～世田谷区鎌田1丁目1番(神奈川県境)
環状7号線
世田谷区大原2丁目23番(杉並区境)～目黒区境
環状8号線
世田谷区上北沢5丁目41番～世田谷区野毛1丁目25番(第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む)

ピンク線: 普通自転車専用通行帯

淡島通り
目黒区大橋2丁目1番1号先世田谷区若林2丁目36番6号先
区市町村道
世田谷区桜上水3丁目17番6号先世田谷区赤堤5丁目2番1号先

株式会社 Luup実証エリア
東京都渋谷区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

国道20号
新宿区境～杉並区境
国道246号
新宿区境～目黒区境

ピンク線:普通自転車専用通行帯

水道道路
渋谷区本町1丁目55番1号先渋谷区笹塚2丁目29番先北西角

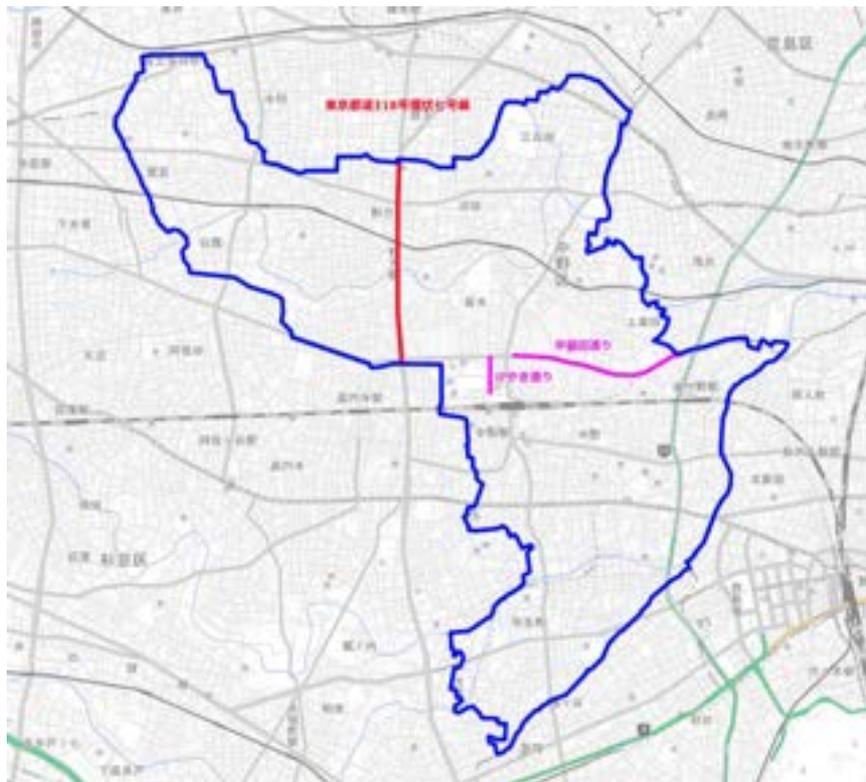
明治通り
渋谷区広尾1丁目16番先東角渋谷区東2丁目23番3号先

区市町村道
渋谷区千駄ヶ谷3丁目63番2号先渋谷区千駄ヶ谷2丁目31番20号先

明治通り
渋谷区広尾1丁目14番15号先渋谷区広尾1丁目15番3号先

東京都中野区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

東京都道318号環状七号線
東京都中野区丸山2丁目7番 (練馬区境) ~ 東京都中野区大和町丁目68番 (杉並区境)

ピンク線:普通自転車専用通行帯

けやき通り
中野区中野4丁目9番15号先 ~ 中野区中野4丁目11番10号先

早稲田通り
中野区東中野3丁目15番14号先 ~ 中野区中野3丁目51番1号先

株式会社 Luup 実証エリア
東京都杉並区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

東京都道311号環状八号線
東京都杉並区井草丁目 31番 (練馬区境) ~ 東京都杉並区上高井戸丁目3番 (世田谷区境)

東京都道318号環状七号線
東京都杉並区高円寺北2丁目39番(中野区境) ~ 東京都杉並区和泉丁目1番 (世田谷区境)

国道20号
東京都杉並区下高井戸丁目41番(上北沢入口交差点は特例対象外区間に含まない)~
東京都杉並区方南丁目1番 (渋谷区境)

ピンク線: 普通自転車専用通行帯

早稲田通り
杉並区本天沼1丁目25番17号先~杉並区本天沼2丁目42番17号先

早稲田通り
杉並区高円寺北3丁目45番10号先~杉並区阿佐谷北4丁目27番11号先

東京都豊島区

特例対象外区間	無
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



青枠: 実証エリア

ピンク線: 普通自転車専用通行帯

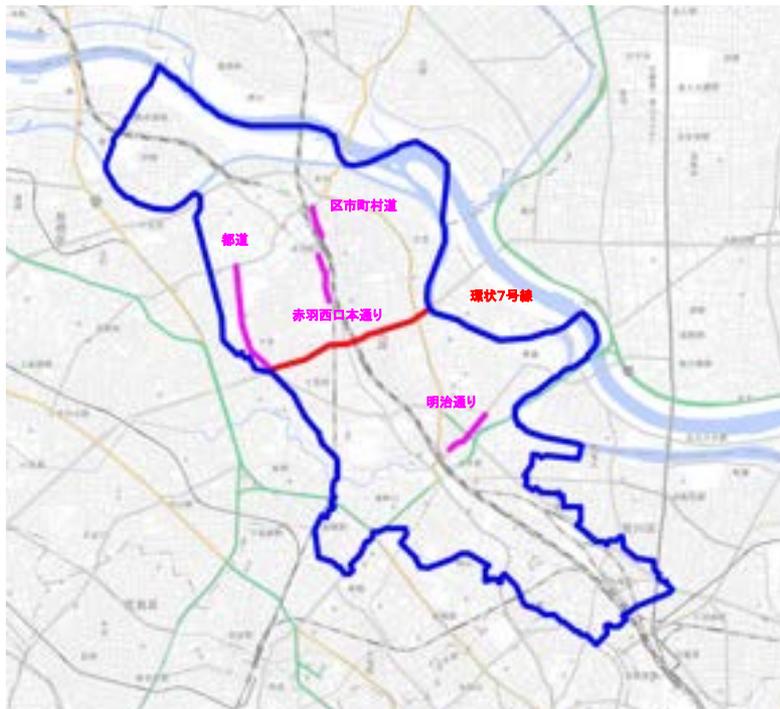
区市町村道

豊島区高田3丁目14番～豊島区高田3丁目14番29号先

地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

東京都北区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

環状7号線

北区神谷1丁目7番～北区上十条4丁目21番

ピンク線:普通自転車専用通行帯

都道

北区西が丘3丁目3番9号先～北区赤羽西6丁目15番21号先

赤羽西口本通り

北区赤羽西1丁目4番先北西角～北区赤羽西2丁目2番3号先

明治通り

北区王子1丁目22番15号先～北区豊島2丁目8番8号先

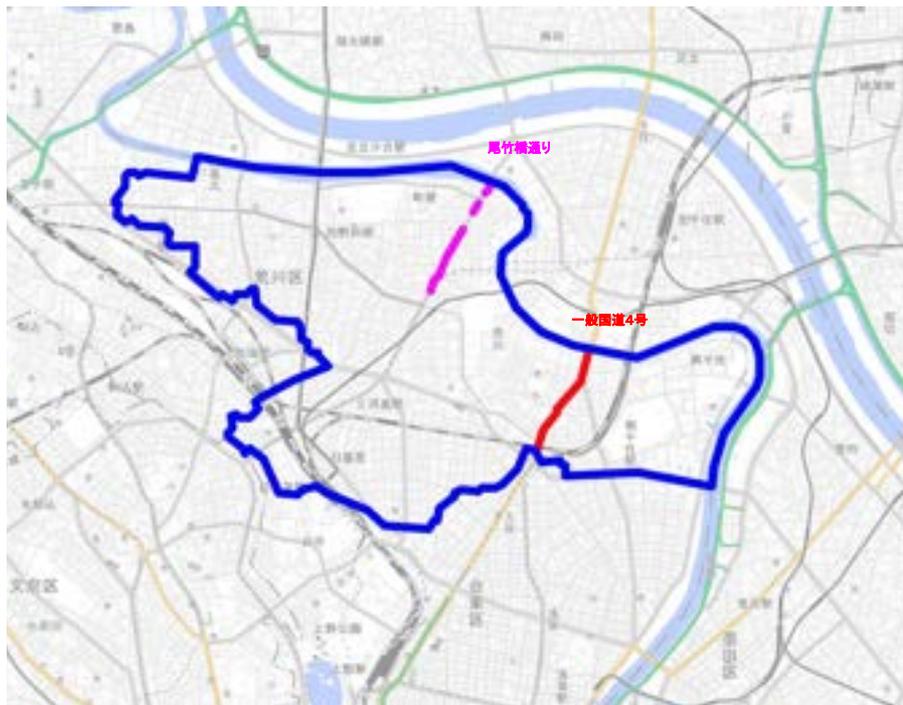
北区豊島2丁目9番6号先～北区王子1丁目6番8号先

区市町村道

北区赤羽1丁目62番5号先～北区赤羽1丁目16番3号先

株式会社 Luup実証エリア
東京都荒川区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

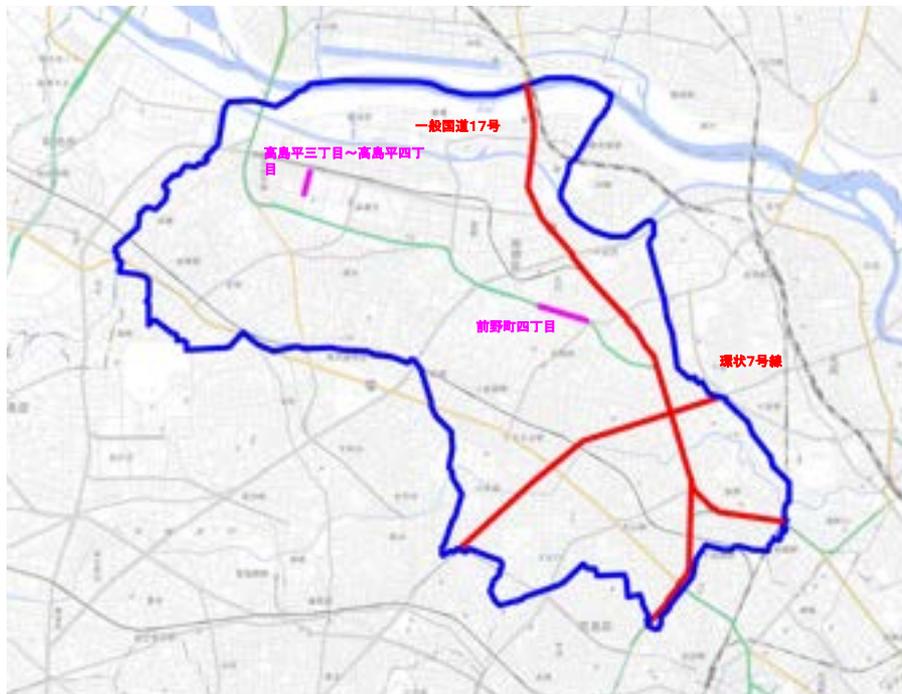
一般国道4号
荒川区南千住7丁目22番～荒川区南千住2丁目1番

ピンク線: 普通自転車専用通行帯

尾竹橋通り
荒川区町屋7丁目3番4号先～荒川区町屋7丁目1番9号先
荒川区町屋2丁目2番17号先～荒川区町屋3丁目23番1号先
荒川区町屋7丁目5番13号先～尾竹橋足立区境

株式会社 Luup 実証エリア
東京都板橋区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

一般国道17号
板橋区舟渡3丁目～板橋区板橋1丁目53番

環状7号線
板橋区小茂根4丁目25番～板橋区清水町1番

山手通り
板橋区南町14番～板橋区水川町7番

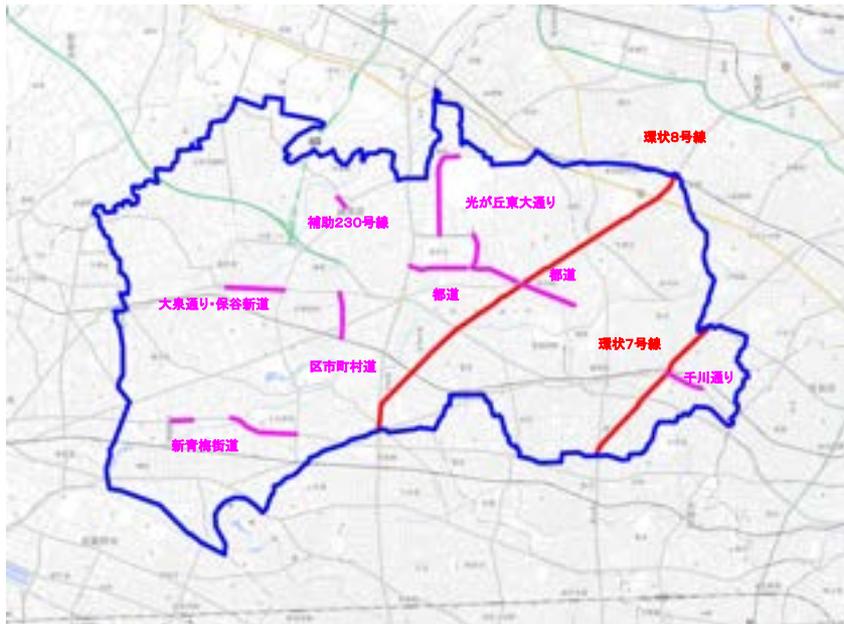
ピンク線: 普通自転車専用通行帯

前野町四丁目
板橋区前野町4丁目40番10号先～板橋区前野町4丁目59番先南東角

高島平三丁目～高島平四丁目
板橋区高島平4丁目22番先～板橋区高島平4丁目23番13号先

株式会社 Luup実証エリア
東京都練馬区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

環状7号線
練馬区小竹町小竹町2丁目73番～練馬区豊玉南2丁目23番

環状8号線
練馬区北町1丁目38番～練馬区南田中1丁目21番6号

ピンク線:普通自転車専用通行帯

光が丘東大通り
練馬区田柄5丁目16番3号～練馬区春日町6丁目16番11号
練馬区光が丘6丁目1番先南東角～練馬区旭町2丁目19番6号先

都道
練馬区春日町6丁目1番5号先～練馬区春日町6丁目16番5号先
練馬区早宮4丁目37番25号先～練馬区春日町3丁目29番25号先

千川通り
練馬区豊玉上1丁目9番10号先～練馬区豊玉上1丁目26番1号先
練馬区栄町2番3号先～練馬区旭丘1丁目75番1号先

都道
練馬区高松4丁目5番12号先～練馬区高松5丁目4番20号先

区市町村道
練馬区石神井町2丁目32番10号先～練馬区石神井町2丁目17番10号先

区市町村道
練馬区石神井町2丁目13番14号先～練馬区石神井町2丁目8番11号先

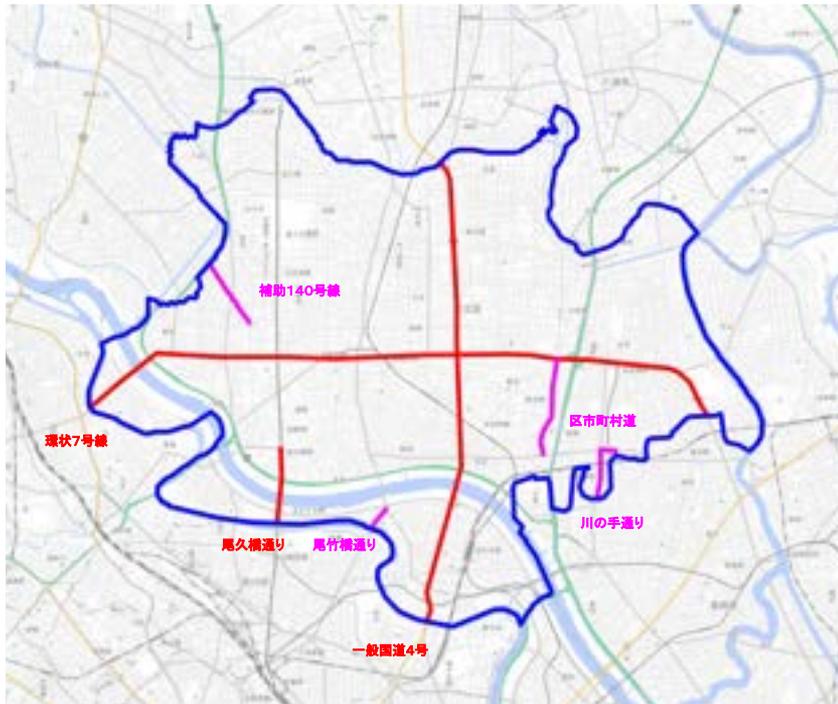
補助230号線
練馬区大泉町2丁目63番7号先～練馬区大泉町2丁目60番先北西角

大泉通り・保谷新道
練馬区東大泉1丁目36番先北東側～練馬区東大泉2丁目12番17号先

新青梅街道
練馬区石神井台7丁目18番24号先～練馬区石神井台7丁目16番9号先
練馬区石神井台4丁目10番20号先～練馬区上石神井3丁目1番5号先

株式会社 Luup実証エリア
東京都足立区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

一般国道4号
足立区千住橋戸町69番～足立区西保木間4丁目14番

環状7号線
足立区新田2丁目1番～足立区中川4丁目33番

尾久橋通り
足立区小台1丁目19番～足立区扇2丁目26番

ピンク線:普通自転車専用通行帯

区市町村道
足立区綾瀬3丁目12番15号先～足立区東綾瀬1丁目8番先北東角

川の手通り(都道314号)
足立区綾瀬2丁目2番～足立区綾瀬3丁目13番11号先

尾竹橋通り
足立区千住桜木2丁目5番1号先～尾竹橋荒川区境

おしべ通り
足立区鹿浜7丁目11番1号先～足立区加賀2丁目19番15号

補助140号線
足立区西綾瀬4丁目6番先南西角～足立区青井5丁目12番46号先

神奈川県横浜市神奈川区・西区・中区

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

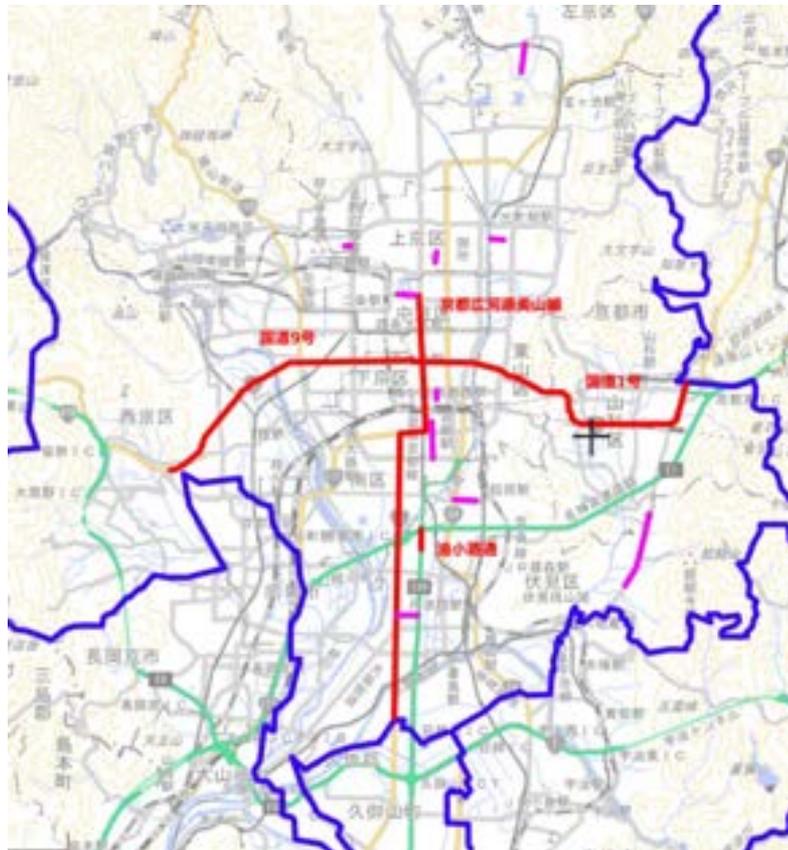
- 一般国道1号線
・横浜市鶴見区・神奈川区境～横浜市西区・保土ヶ谷区境
- ・横浜市神奈川区立町交差点～横浜市神奈川区・保土ヶ谷区境
- 一般国道15号線
・横浜市鶴見区・神奈川区境～横浜市神奈川区青木通交差点
- 市道環状2号線
・横浜市神奈川区全域
- 横浜ベイブリッジ

ピンク線:普通自転車専用通行帯

- 万国橋通り
・横浜市中区新港2-1-1～横浜市中区海岸通5-25-2
・横浜市中区新港1-6～横浜市中区海岸通4-23-1
- 臨港幹線道路下り側道
・横浜市西区みなとみらい1-1～横浜市中区新港2-3-1
- 臨港幹線道路上り側道
・横浜市中区新港2-2-1～横浜市西区みなとみらい5-3-2
- すずかけ通り
・横浜市西区みなとみらい5-1-3～横浜市西区みなとみらい5-3-1
・横浜市西区みなとみらい4-10-1～横浜市西区みなとみらい4-4-2

京都府京都市

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	無
自転車道	無



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

国道1号線
京都市・大津市境～伏見区・久御山町境

国道9号線

下京区堀川通り五条～西京区大枝中山町2丁目(中山向日交差点)

京都広河原美山線(府道8号線)

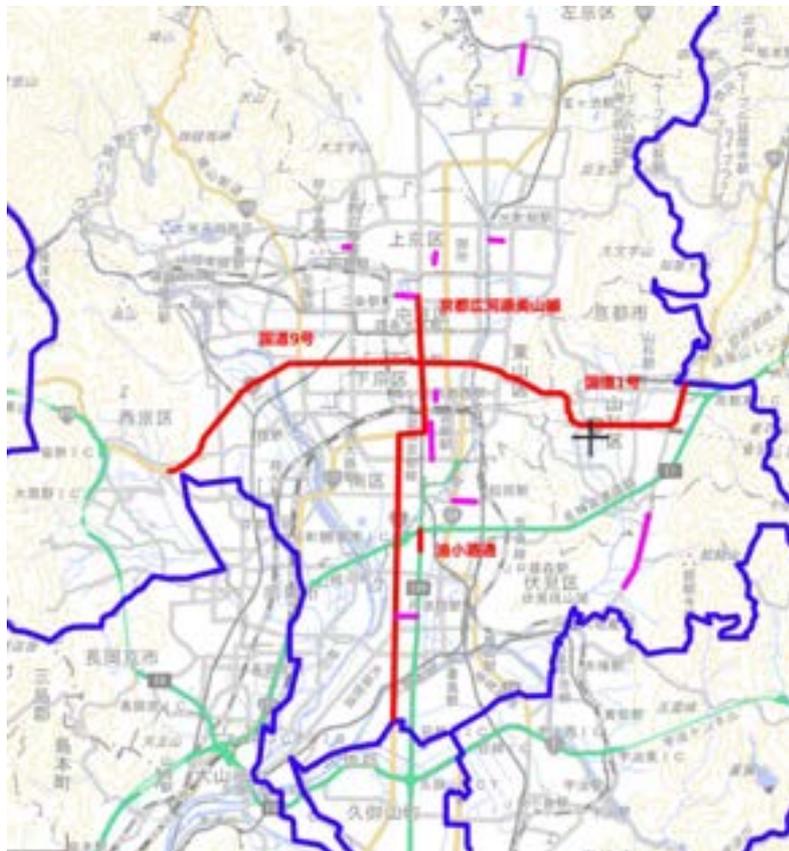
下京区泉水町(国道号交差点)～中京区池元町(府道7号交差点)

油小路通

第二京阪道路城南宮北出入口～新城南宮道

京都府京都市

特例対象外区間	無
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



ピンク線:普通自転車専用通行帯

新町通
下長者町通～下立売通
七条通～塩小路通
押小路通
猪熊通～美福通

府道大津宇治線
醍醐古道町～醍醐合場川

毛利橋通
油小路通～国道1号

府道中山稻荷線
師団街道～国道4号

西洞院通
東寺道～十条通

仁和寺街道
西大路通～佐井通

洛北第二経14号線、
洛北第二経9号線～上高野幡枝線

東一条通
鞠小路通～川端通

京都府宇治市

特例対象外区間	無
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	無



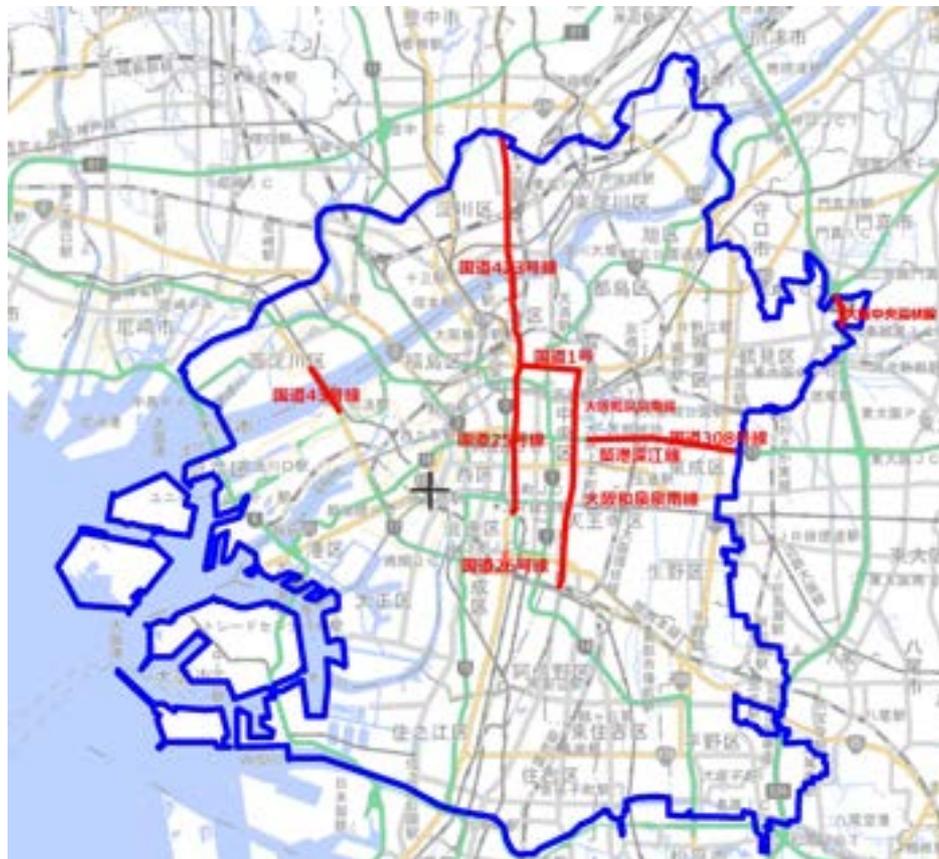
地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠: 実証エリア

ピンク線: 普通自転車専用通行帯
府道宇治淀線
大久保町15号線～国道24号

株式会社 Luup実証エリア
大阪府大阪市

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	無
自転車道	無



青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

国道423号

吹田市境～梅新東交差

国道25号

梅新東交差～浪速区境(難波西口交差については特例の対象区域に含む)

国道26号

大国交差(大国交差については特例の対象区域に含む)～花園北交差(花園北交差については特例の対象区域に含む)

国道43号

高架部分

国道1号

東天満交差(東天満交差については特例の対象区域に含む)～梅田新道交差(梅田新道交差については特例の対象区域に含む)

大阪和泉南線

東天満交差(東天満交差については特例の対象区域に含む)～近鉄前交差点(近鉄前交差点については特例の対象区域に含む)

築港深江線

深江橋交差～法円坂交差(法円坂交差については特例の対象区域に含む)

国道308号

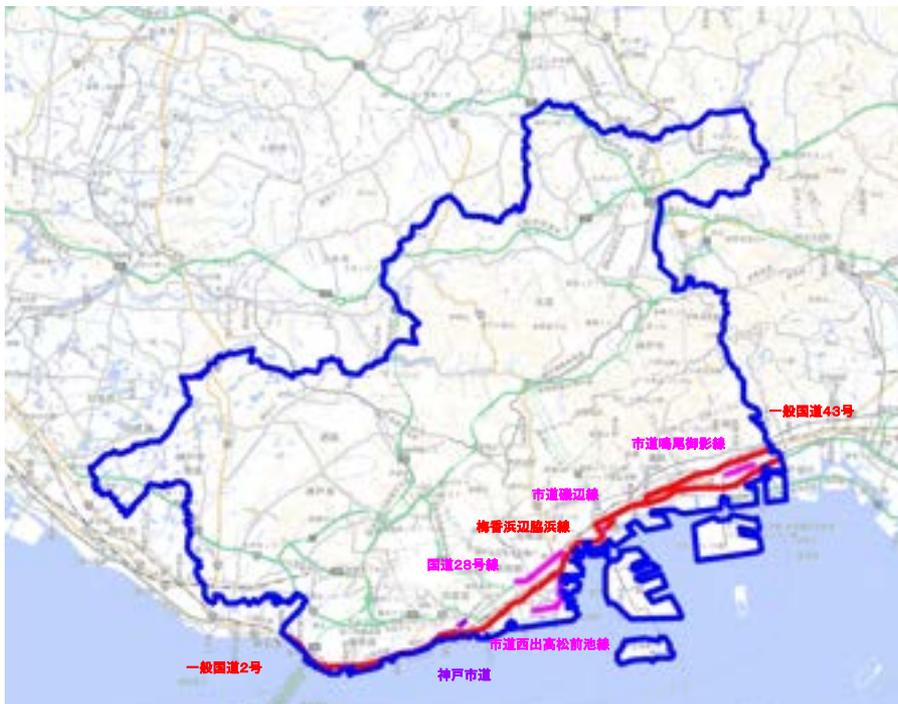
東大阪市境～深江橋交差

大阪中央環状線

門真市境～大東市境

株式会社 Luup実証エリア
兵庫県神戸市

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	有



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工して株式会社 Luup 作成

青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

一般国道2号
東灘区本庄町1丁目～垂水区狩口台6丁目1番

一般国道43号
東灘区深江南町1丁目16番～中央区小野柄通6丁目1番17号

梅香浜辺脇浜線
中央区南本町通3丁目～神戸市中央区脇浜町3丁目

ピンク線: 普通自転車専用通行帯

市道鳴尾御影線
神戸市東灘区北青木1丁目～魚崎北町7丁目

市道磯辺線
磯上通り1丁目交差点～磯上公園西交差点

国道28号
湊川神社前交差点～大開道2丁目交差点

市道西出高松前池線
七宮神社南交差点～中の島交差点～今出在町交差点
今出在町交差点～高松町交差点

紫線: 自転車道

神戸市道
行幸町4丁目交差点～月見山本町2丁目交差点

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和4年7月29日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社E X x

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアに所在する各施設敷地内に電動キックボードを配置し、当該施設利用者を対象に利用希望者を募り、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

- ① 茨城県行方市
- ② 千葉県柏市
- ③ 東京都世田谷区
- ④ 東京都渋谷区
- ⑤ 神奈川県藤沢市
- ⑥ 長野県軽井沢町
- ⑦ 長野県小布施町
- ⑧ 静岡県沼津市
- ⑨ 兵庫県姫路市
- ⑩ 兵庫県豊岡市

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を

適切に行う旨が記載されていること。

2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和3年4月～令和6年4月

- 市内全域で実施。

2022/04/19 今後変更の可能性あり

出典:国土地理院Webサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)

・地理院地図(電子国土Web)を加工して作成



- 実証エリア
- 特例対象外区間(自転車道を含む)
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道1号

始点：長泉町境（沼津市大岡）

終点：富士市境（沼津市植田）

国道414号線

始点：国道246号線接続（沼津市大岡）

終点：伊豆の国市境（沼津市口野）

国道246号

始点：長泉町境（沼津市大岡）

終点：国道1号接続（沼津市大岡）

(自転車道)

国道414号

始点：沼津市三枚橋町6番1号

終点：沼津市三枚橋町10番1号

【普通自転車専用通行帯】

市道0246-3号線

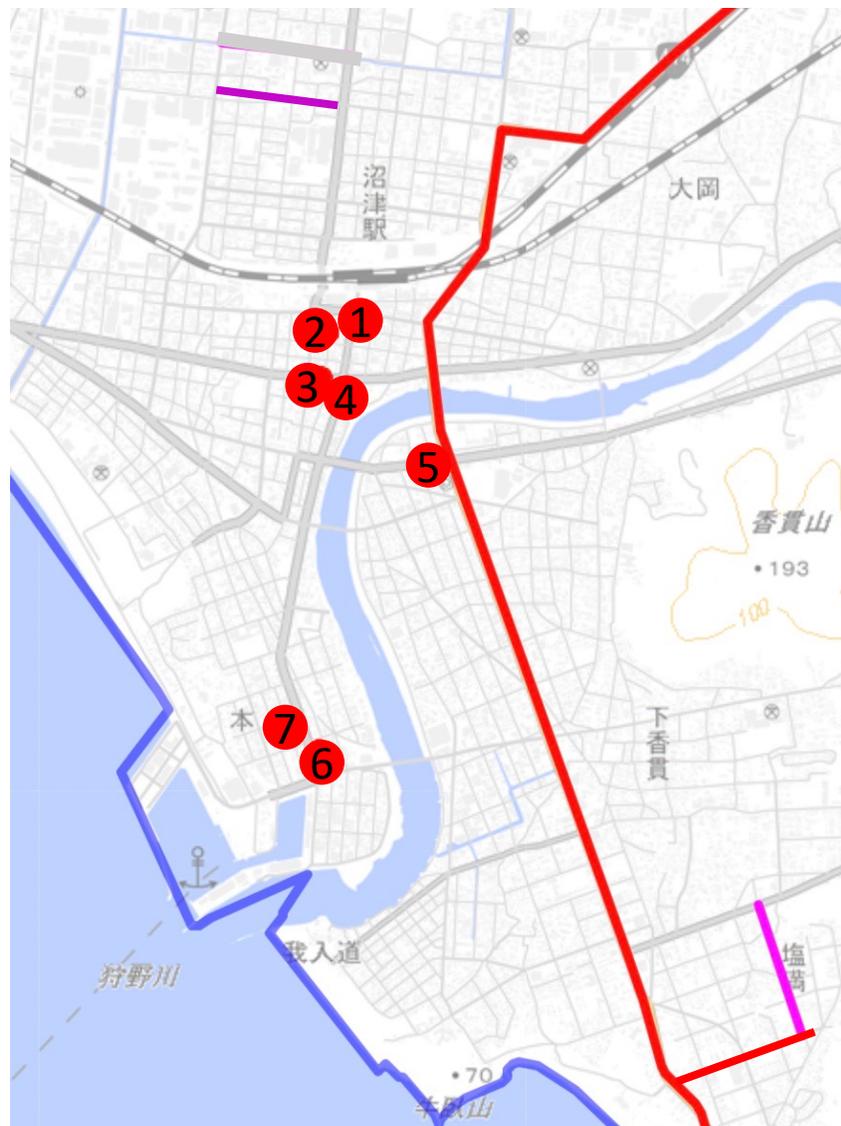
始点：沼津市下香貫塩満1759番地の1先

終点：沼津市下香貫七面1176番地の2先

市道0103号線

始点：沼津市高島本町2番27号先

終点：沼津市本田町6番19号先



- 実証エリア
- 特例対象外区間(自転車道を含む)
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

設置場所

1. 沼津駅南口 (ラクーン前)
2. 沼津駅南口 (三交イン前)
3. 中心市街地 (三菱UFJ銀行沼津支店)
4. 中心市街地 (静岡銀行沼津支店)
5. 中心市街地 (沼津市役所)
6. 沼津港入口 (佐政水産駐車場)
7. 沼津港入口 (スルガ銀行沼津港支店)